

令和元年度（平成31年度）教育委員会定例会会議録

【日時】 令和元年6月11日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時01分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

教職員人事課担当課長 田中 克義

指導課担当課長 稲葉 武

指導課指導主事 高山 深紀世

生涯学習推進課長 大島 直樹

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 小原 良

委員 中村 香

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

4月の臨時会及び定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、承認ということをお願いします。

4 傍聴（傍聴者 3名）

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 3は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、議案第22号は、人事管理に係る内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第22号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

議案第22号については、人事に関する案件のため、会議録は非公開とさせていただきます。
なお、当日の冒頭の教育長の宣言と異なる会議録の取扱いをすることについては、令和元年9月27日の定例会において、教育委員の了承を得ております。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。小原委員と中村委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、お手元の資料、報告事項No. 1 をごらんいただければと存じます。

まずはじめに、I の 2019（令和元）年発の叙勲についてであります。郡司常雄先生におかれましては、昭和46年に本市において教職の道を歩み始められ、平成20年に川崎市立川崎高等学校長として退職されるまでの38年間にわたり、本市の学校教育の充実と発展に御尽力を

いただきました。横浜国立大学講師や神奈川県教育委員会の指導主事として御活躍されたほか、本市におきましては、中学校での教職経験を活かし、学校教育部長として、さまざまな課題に取り組み、人権尊重教育や市立高等学校の改編など、学校教育を主導的な立場から支えていただきました。また、川崎市立高等学校長会 会長として、本市の教育の充実と発展に貢献をされました。

続きまして、Ⅱの高齢者叙勲についてでございますが、石栗正夫先生におかれましては、昭和26年に教職の道を歩み始められ、平成3年に川崎市立橋小学校長として退職されるまで、41年余りの間、本市の教育の発展に力を尽くされました。社会科教育、特に郷土史に造詣が深く、川崎市内の遺跡研究に携わり郷土資料を編さんするなど、地域の歴史や文化を活かした教育に取り組みました。また、川崎市立小学校教育研究会 社会科研究会において、書記、副会長及び会長を歴任され、川崎市の教育の充実と発展に寄与されました。

報告事項No.1については以上でございます。

【小田嶋教育長】

ただいまの報告につきまして、何か御質問等はございますか。

中村委員どうぞ。

【中村委員】

同じ年に山形県と川崎市に、Ⅱ番の方なんですけれども、教諭になっているんですけれども、そういうのってあり得るのかしらとちょっと不思議に思ったんですけれども。

【榎本庶務課長】

同じ年、高齢者叙勲。

【小田嶋教育長】

高齢者叙勲のほうですね。昭和26年に。

【榎本庶務課長】

同じ年に山形県、同じ年に川崎市のほうに転職をされているという点についてでございますか。

【小田嶋教育長】

特に情報は、そこは。

【中村委員】

採用って4月ですよ。基本は。

【榎本庶務課長】

手元の資料にございませんので。

【小田嶋教育長】

今、手元に多分情報がないと思いますので、確認していただいて、また後で御報告いただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、報告事項No. 1 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1 は承認いたします。

報告事項 No. 2 令和元年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和元年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【田中教職員人事課担当課長】

「令和元年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験」の応募状況について、御報告させていただきます。資料をごらんください。

今年度の応募人数は、「小学校」、「中学校／高等学校」、「高等学校（工業）」、「特別支援学校」、「養護教諭」、それぞれの区分の合計で、1, 257名となりました。

区分別の応募人数と応募倍率ですが、「小学校」区分が605名で3.4倍、「中学校／高等学校」区分は472名で5.6倍、「高等学校（工業）」区分は4名で0.5倍、「特別支援学校」区分は82名で3.3倍、「養護教諭」区分が94名で9.4倍でした。

昨年度と比べますと、全国的に教員志願者数が減る傾向にある中、近隣の自治体と同様に、本市も応募者数が減少しており、応募者の総数は262名減少、応募総数倍率は4.1倍で、前年度と比べて、0.8減少しております。

応募倍率の前年度比の内訳は、「小学校」区分は0.5減、「中学校／高等学校」区分は2.9減、「特別支援学校」区分は0.3増、「養護教諭」区分は1.3の減少でした。

今後、大学や他の自治体の受験状況や採用状況などの情報収集と分析を行い、来年度の教員採用試験の募集に関する広報活動などの改善を図ってまいります。

試験の日程についてでございますが、7月14日の日曜日の第1次試験を皮切りに、第2次試験を9月18日まで行い、最終合格発表を10月18日に予定しております。

試験実施に当たりましては、関係部署などと連携しながら、川崎の子どもたちのために、よりよい人材をしっかりと採用していきたいと考えております。

なお、昨年度もお願いをさせていただきましたが、今年度も教育委員の皆様、第2次試験の面接試験の面接官をお願いしたいと存じます。会議後、御都合をお伺いする文書をお届けいたしますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、御質問等はございますか。
岩切委員どうぞ。

【岩切委員】

「高等学校（工業）」のほうが、応募倍率0.5ということで、定員を割っているような状況ですけれども、これ、足りない場合にはどういう方策をされるのでしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

今、工業高校の先生を希望される数がとても少ないというのが現状でございます。どうしても欠員が生じてしまう場合は、欠員臨任で補うか、または校内で調整、例えば工業高校の先生は工業専門の免許状を持っております。そこで、教科の専門はちょっとかわってしまうんですけど、例えば電気を専門とされている方が、機械が不足していれば機械のほうに回って指導していただくような、そのような調整をさせていただいて、何とか補ってまいりたいと思うと同時に、あとは本年度、残念ながら工業高校の先生として採用されなかった先生を、工業高校の免許を取れる大学にお邪魔させていただいて、紹介させていただいて、そういう方を臨任としてこちらで採用させていただいて、来年度、また川崎で受験していただけるような、そういう方策もとっていきたいなと思っております。

【岩切委員】

加えてなんですが、5名から10名のうち4名の応募といった場合には、試験なしで合格になってしまうという意味でしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

必ず、1次試験、専門試験、あとは一般教養、教科試験ですね、それをさせていただいて、能力実証をきちんとした上で、教員として適切であると判断させていただいた受験者には2次試験にいていただいて、最終的に合格というふうにさせていただきます。ですので、全員が合格になるという可能性もないというか、わからないところです。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。
ほかにはいかがでしょうか。

【小原委員】

参考までに教えていただきたいんですけど、わかる範囲でいいんですけど、他都市はどんな感じになっているんでしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

まず東京都ですけれども、調べましたところ、今年度の応募人数は3,215人です。受験者数が1万2,300人。昨年度と比べますと、約1,100名減少しているそうです。

続いて、神奈川県です。神奈川県は1,090名募集をかけたところ、6,000人の応募がありました。昨年度と比べますと、約500名減少しているそうです。

続いて、横浜市。横浜市は680名応募したところ、3,650人。昨年度と比べますと、約500名減。

相模原市は募集が122人。応募が550人ということで、前年度比で約100名減となっております。

【小田嶋教育長】

いかがですか。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

それで、どこも軒並み減少しているという傾向というふうに先ほどのお話があったと思うんですけど、それは学生数が少なくなっているのか、それとも他の職種に移っているのか、そのへんってわかりますか。

【田中教職員人事課担当課長】

春に各大学にお邪魔させていただいて説明会をさせていただいているんですけども、受験希望の状況なんですけど、学生の数というよりも、教員の免許状を取得する学生なのに、一般の会社を受けられるという方が多くなっていることで、教員を希望される方が少なくなっているのは現状のようでございます。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

先ほど私もちょっと教育情報誌を見ていたときに、新卒者の受験の数が減ってきて、既に臨任や非常勤をやっている経験者の受験数がふえている、そういう傾向かなと思っています。

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、報告事項No.2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

8 議事事項 I

議案第16号 令和2年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第17号 令和2年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第18号 令和2年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由部教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第19号 令和2年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第20号 令和2年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第21号 令和2年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について

【小田嶋教育長】

次に、議事事項 I に入ります。

「議案第16号 令和2年度川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第17号 令和2年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第18号 令和2年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第19号 令和2年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱について」、「議案第20号 令和2年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について」及び「議案第21号 令和2年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について」、これらの議案6件につきましては、いずれも特別支援学校の入学者の募集及び選抜要綱に関する議案となりますので、これらを一括して審査したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、一括して審議いたします。

指導課担当課長、お願いします。

【稲葉指導課担当課長】

よろしくお願ひいたします。

議案第16号から21号につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

初めに、川崎市立特別支援学校の現状につきまして説明をさせていただきます。別紙資料をごらんください。地図になっています。川崎市域の特別支援学校の所在地を示した地図でございます。資料の黒字に白抜きで示す学校は、今回の議案として提案させていただく、川崎市立の特別支援学校です。それぞれ議案番号もつけてございますので、御確認ください。

なお、グレーの四角印は県立特別支援学校で、黒の四角が市立特別支援学校でございます。

黒の四角をごらんください。南の川崎区に田島支援学校があり、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置しています。高等部のある本校と小中学部のある田島支援学校桜校、黒丸印に示すさくら小学校の敷地内に小学部のさくら分教室がございます。

次に、中原区に聾学校がございます。聾学校は、聴覚障害教育部門の特別支援学校で、幼稚部から高等部まで設置してございます。

次に、高津区に中央支援学校がございます。高津区にある本校には、知的障害教育部門の中・高等部と中原区の聾学校内に高等部分教室を設置してございます。

このほかに、黒丸印に示す大戸小学校、福田小学校の敷地内に、それぞれ小学部の分教室があり、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置してございます。

特別支援学校高等部の知的障害教育部門につきましては、神奈川県教育委員会と連携し、知的障害のある者で、特別支援学校高等部知的障害教育部門への入学を希望する者のうち、志願資格に該当する者は全員受け入れること。ただし、入学希望者が多いことから、志願が一部の学校に集中しないように在籍している中学校と相談をしながら志願先を決めていくようにすることが、基本的な考え方となっております。

仮に志願が一部の学校に集中した場合には、抽選を実施いたします。このことにつきましては、この後、議案第16号の中で御説明いたします。

では、初めに議案第16号をごらんください。「令和2年度 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

まず、1の志願資格につきまして、前期選抜の志願資格を有する者は、(1)のアからオまでのすべてに該当する者といたします。アは本人及び保護者が市内に居住する者。イ、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは終了した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者。ウ、知的発達遅滞の程度が、次の①又は②のいずれかに該当する者。エ、志願しようとする特別支援学校の指定地域又は調整地域に居住している者であることとしています。

指定地域と調整地域につきましては、後ほど御説明いたします。

続いて、オ、志願しようとする特別支援学校が実施する前期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者としています。

(2)の後期選抜の志願資格を有する者は、アとして前期選抜のアからウまでのすべてに該当する者。イ、県内の特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の前期選抜を受検した者のうち、入学が決まらなかった者。ウ、特別支援学校が実施する後期選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者としています。

2の募集人数につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、今後、志願資格に該当し特別支援学校への入学を希望する志願者数を把握した上で、教育長が別に定めるとしてあります。

2ページをごらんください。

3の志願日程につきましては、志願相談の受付、志願相談期間、願書配布期間から募集期間までは、前期選抜、後期選抜を含め、(1)から(4)までの日程でございます。

後期選抜につきましては、前期選抜で合格者が募集人数に満たない場合のみ、後期選抜を実施いたします。

3ページをごらんください。

4の志願手続につきましては(1)から(4)までのとおりでございます。

5の併願の禁止は県立特別支援学校も含めごらんのとおりでございます。

6の志願変更についてですが、志願調整期間内に、募集人数より志願者が少ない学校への変更に限り、認めるものといたします。その際には、指定された書類を新しい志願先に提出する。また、願書提出時に簡易な教育相談を受けることといたします。

7の選抜の日時及び場所につきましては、前期選抜は令和元年12月5日、木曜日、志願先の特別支援学校で受けることといたします。

前期選抜で合格者が募集人数に満たないときのみ、後期選抜を実施いたしますが、その日時・場所につきましては記載のとおりでございます。予備日につきましては、前期、後期ともごらんのよう学校が指定をいたします。

4ページをごらんください。

抽選につきましては、この後御説明いたします。

9の前期選抜の内容につきましては、学力検査、体力・運動能力検査、面接等を実施いたします。後期選抜につきましては学校長が指定するものといたします。

10、選抜結果の通知、11、入学の許可、12、入学手続につきましては記載のとおりでございます。

5ページをごらんください。

各特別支援学校の知的障害教育部門前期選抜の指定地域・調整地域につきまして、御説明いたします。内容は別表のとおりでございます。5ページ上段の別表をごらんください。

川崎市におきましては、通学の状況や緊急時の避難、各学校のスクールバスの運行の諸条件を勘案し、受検を可能とする指定地域と調整地域を設定し、募集を行っているところでございます。

川崎市立田島支援学校につきましては、中原区を調整地域とし、川崎市立中央支援学校につきましては、麻生区を調整地域とし、それぞれの区からの受験も可能としているところでございます。

これまで麻生区は中央支援学校の指定地域としてまいりましたが、令和2年4月に、横浜市青葉区に県立特別支援学校が新たに開校し、麻生区を指定地域とすることから、今回の選抜より、調整地域とすることといたしました。

また、県立特別支援学校におきましても、学校ごとに指定地域を設定しております。また、調整地域につきましても、「指定地域以外」の地域としており、県内の全ての県立特別支援学校を志願できる状況となっているところでございます。

次に、受検者数が募集人数を上回った場合の抽選の実施につきまして、御説明いたします。

抽選は、5ページの図にございますように行います。この抽選の方法は、神奈川県と同様の方法でございます。

5ページの中段をごらんください。

前期選抜におきまして、右側にございますよう指定地域内の居住者で、療育手帳がA1・A2の取得者をaといたします。指定地域内の居住者で療育手帳B1の取得者をbといたします。cは指定地域内の居住者で療育手帳B2の取得者、dは指定地域内の居住者で、a、b、cに該当しない者及び調整地域内の居住者といたします。

左側の①をごらんください。aからdまでの受検者の合計が、それぞれの学校が定める募集人数以下であれば抽選は実施いたしません。しかし、②のようにa、bの受検者の合計で募集人数を上回った場合には、bの受検者で抽選を実施いたします。③のように、a、b、cで募集人数を上回った場合にはcで、④のようにa、b、c、dの合計が募集人数を上回った場合にはdの受検者で抽選を実施いたします。

田島支援学校及び中央支援学校の前期選抜で抽選にもれた受検者につきましては、後期選抜を受検することができるとしてございます。

6ページをごらんください。

次に、後期選抜について御説明いたします。後期選抜は前期選抜の合格者が募集人数に満たない場合のみ実施いたします。後期選抜におきましても、志願者数が募集人数を上回った場合には抽選を実施いたします。後期選抜につきましては、アは川崎市内の居住者で療育手帳の取得者、イは川崎市内の居住者でアに該当しない者としてございます。アとイの合計が募集人数以下であれば抽選は実施いたしません。アで募集人数を上回った場合にはアで抽選を実施し、ア、イの合計で募集人数を上回った場合にはイで抽選を実施いたします。

お手数ですが、4ページまでお戻りください。

13、その他のところでございますが、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を既に卒業又は修了した方で、川崎市立特別支援学校の受検を希望する方は、教育委員会事務局学校教育部指導課支援学校担当に必ず事前に相談をしていただくことといたします。また、状況によって、希望に添えない場合にございますので、このことについて、あらかじめ記載をしてございます。

続きまして、議案第17号をごらんください。「令和2年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱」につきまして、御説明いたします。

初めに、川崎市立中央支援学校高等部分教室について、御説明をいたします。この分教室は、市立豊学校内に平成23年度に開設し、社会人として、企業就労を含め自立した生活を送っていくための社会性・自己管理能力・豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った教育を実施しております。

それでは、1の志願資格をごらんください。前期選抜の志願資格を有する者は、次の(1)のアからカまでのすべてに該当する者といたします。特に、ウの軽度の知的障害等がある者とし、療育手帳B2を取得できる程度の者、エ、集団学習が可能であり、将来、企業等への就労を希望する者、オ、自力で通学ができる者としております。

後期選抜の志願資格を有する者は、(2)のアからウまでのすべてに該当する者といたします。

2の募集地域と募集人数につきましては、川崎市全域を募集地域とし、募集人数につきまして

は、他の特別支援学校同様、教育長が別に定めるとしてあります。

2 ページをごらんください。

3 の志願日程から 4 の志願手続までは記載のとおりでございます。

3 ページに移りまして、5、併願の禁止、6、志願変更、7、選抜の日時及び場所は記載のとおりでございます。8、選抜の内容につきましては、学力検査、運動能力検査、作業能力検査、日常生活能力検査、面接等としてございます。

4 ページをごらんください。

9、選抜結果の通知から 12、その他までは記載のとおりでございます。

続きまして、議案第 18 号をごらんください。「令和 2 年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱につきまして」、御説明いたします。

1 の志願資格につきましては、次の（1）から（4）のすべてに該当するものといたします。

（3）につきましては、ア、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても、歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者、イ、肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者のいずれかに該当する者といたします。

2 の募集地域と募集人数につきましては、募集地域は、川崎区と幸区の一部としてあります。募集人数につきましては、状況を把握し、教育長が別に定めるとしてあります。

3 の志願日程、（1）志願相談受付期間は記載のとおりでございます。

2 ページをごらんください。

（2）の志願相談期間から、（4）募集期間まで並びに 4、志願手続、5、併願の禁止、6、選抜の日時及び場所は記載のとおりでございます。

3 ページに入りまして、選抜の内容につきましては、学力検査、体力検査、体幹・上肢・下肢の運動能力検査、面接等がございました。

8、選抜結果の通知及び通知日から、11、その他までは記載のとおりでございます。

続きまして議案第 19 号をごらんください。「令和 2 年度川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱につきまして」、御説明いたします。

訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対して、教員が自宅等を訪問し、教育を行うものでございます。

1 の志願資格につきましては、次の（1）から（4）までのすべてに該当する者でございます。特に（3）重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続し、医療又は生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者としてあります。

2 の募集地域は川崎区と幸区の一部としており、募集人数は教育長が別に定めるとしてあります。

2 ページにかけて、ごらんください。

3 の志願日程から 6 の志願変更までは記載のとおりでございます。

7 の選抜の日時及び場所につきましては学校へ来校することが困難な場合も想定されますので、校長が指定する日時及び場所といたしております。

3 ページをごらんください。

8 の選抜の内容から 12、その他までは記載のとおりでございます。

続きまして、議案第20号をごらんください。「令和2年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱につきまして」御説明いたします。

1の志願資格を有する者は、次の(1)から(4)のすべてに該当する者といたします。(1)平成28年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた者、(2)原則として本人及び保護者が市内に居住する者、(3)両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、(4)川崎市立聾学校が実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としてございます。

(2)におきまして原則としてという表現を使いましたのは、聾学校は県内に4校しかないため、横浜市に在住する聴覚障害幼児のうち、川崎市に近く横浜市立ろう特別支援学校へ通うことが困難な者が入学する場合がありますためでございます。また、逆に本市の聴覚障害幼児・児童が、横浜市立ろう特別支援学校や神奈川県立平塚聾学校に入学する場合もあり、神奈川県や横浜市との連携のもとに聴覚障害教育が行われているというところの理由でございます。

2の募集地域につきましては先の理由で原則として川崎市全域とさせていただきます。

3の募集人数は、教育長が別に定めるとしてあります。

4の志願日程及び受付期間から、2ページ、3ページのまでの、12、その他までにつきましては記載のとおりでございます。

幼稚部の入学選抜については、2月6日、木曜日の予定でございます。

最後に、議案21号「令和2年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について」でございます。

1の志願資格につきましては、次の(1)から(4)のすべてに該当する者といたします。(1)原則として本人及び保護者が市内に居住する者、(2)中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、(3)両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、(4)市立聾学校が実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者としてあります。

2の募集地域は原則として川崎市全域としてあります。原則といたしたことにつきましては、幼稚部の募集と同じ理由でございます。

3の募集人数は、普通科、ライフクリエイト科ともに教育長が別に定めるとしてあります。ライフクリエイト科は、生徒の障害の状況や多様な進路希望にも柔軟に対応するために、パソコンの技能習得にも力を入れながら環境・福祉・リビングデザイン等の広がりを持った教育課程を実施しております。

4の志願日程及び受付時間から2ページ、3ページ、経て12、その他までは記載のとおりでございます。

また、高等部の入学選抜につきましては、1月30日、木曜日といたしてあります。

議案の御説明は以上でございます。今回の御提案している要綱につきましては、神奈川県教育委員会の方針を踏まえ、確認をいたして御提案をしていたところでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。では、ただいまの議案第16号から第21号について、まとめてですね、どの議案についてでも結構ですので、御質問等があれば、お願いいたします。

岩切委員どうぞ。

【岩切委員】

議案第16号に関する質問になります。5ページ目のところに、抽選についての説明が書かれておりまして、詳細に場合分けでの抽選の方法について御説明いただきました。②から④に関してのところ、応募人数が募集人員より多かった場合なんですけれども、この絵を見ますと、例えば②の場合、aとbを含めて募集人員を超えた場合ということで、aは合格、そしてbの中で抽選をするというふうになっておりますけれども、例えば、募集人員とaの人数が同等で、bのみがそれを超えるような人数であった場合、その場合の抽選というのはどのようにされるのでしょうか。

【稲葉指導課担当課長】

②の想定でございますね。

【岩切委員】

例えばですが、②とか③。

【小田嶋教育長】

aで募集人員が埋まってしまっているような状況ですね。

【岩切委員】

埋まってしまうような状況、あるいは③のときに、a、bで募集人員が埋まってしまう。あるいは④の場合に、a、b、cで募集人員が埋まってしまったような場合にはどうされるのかについて、教えていただきたいです。

【稲葉指導課担当課長】

実際にそのような状況が生じるかということにつきましては、生じないものという考え方でございますけれども、例えば、④のところ、a、b、cで募集人員が埋まってしまった場合につきましては、dの方については、その時点で募集人員を超えていますので、志願はしていただくのですけれども、合格ができないということになります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【岩切委員】

ということは、試験そのものをする前に、ほかの学校等の振り分け等を考えるということにな

るということでしょうか。

【稲葉指導課担当課長】

ここは前期選抜の御説明でございますので、例えば、④のところでも今申し上げた、a から c までで募集人数が既に埋まってしまった場合には、d の方はお一人も入学していただくことができませんので、その場合には全員後期選抜のほうを受検していただくということになります。

【小田嶋教育長】

実際には、今までそういう事例というのは生じていない。

【稲葉指導課担当課長】

今のような事例については、生じておりません。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員どうぞ。

【中村委員】

毎年こういう募集要項の議案を拝見しておりまして、県とかと調整をしながら進めていらっしゃると思うんです。ですから、人数とかも最終的には教育長判断という感じにして、皆さんが入れるように配慮してくださっていると思うんですけれども、それで去年は、特に問題なく、うまく皆さんそれぞれ御希望のところに入れたという感じでしょうか。

【稲葉指導課担当課長】

昨年度、今の高校1年生に関しましては、市内においては抽選をする学校は1校もありませんでしたので、全員が前期選抜で行き先が決定したというところなんです。

過去、さかのぼりますと、抽選という事態に至ったことは何回かございます。ただ、後期選抜で御希望のある方は、全ていずれかの学校に御入学していただくということについては、それができております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

小原委員どうぞ。

【小原委員】

議案第18号の田島支援学校の高等部の肢体不自由教育部門のところ、1ページの2番目の募集地域及び募集人数なんですけれども、米印になっていて、JR横須賀線の線路を境に、多摩川側の地域とするというふうになっているんですけれども、これ以外の場所に受検をしたいという方がいらした場合は、県立中原養護とか、そういうところに振り分けるということですか。

【稲葉指導課担当課長】

肢体不自由教育部門の高等部につきましては、北部から県立麻生養護学校、県立中原養護学校と市立の田島支援学校でおおむねの地域の役割について定めておりますので、他の2校のほうを受検していただくということになります。

【小原委員】

この肢体不自由の子どもの部分に関しては、かなり県のほうと一緒に振分けをしていくという感じですか。

【稲葉指導課担当課長】

振り分けといいますか、肢体不自由の方ですので、やはりスクールバスを使って登下校をされるということが基本になりますので、スクールバスを運行できる地域を3校でそれぞれ役割分担をしてございますので、その地域の方については、当該の学校を受検していただくようお願いをしているところでございます。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

ちょっと私からも一つ。先ほどの抽選のところのa、b、c、dの御説明がございましたが、特別支援学校への志願をする生徒の数がふえているという状況の中で、このa、b、c、dでいうと、やはりdがふえているというような捉え方でよろしいでしょうか。それとも全体的にどのような捉え方ですか。

【稲葉指導課担当課長】

今の中学校、小学校の児童の在籍の状況を鑑みますと、このcのところに該当する、療育手帳B2の取得者、つまり軽度の知的障害の方の数が多くふえているというところでございます。

dは、a、b、cに該当しない者、つまり手帳がない者という意味でございますので、手帳がない方の受検者というのは、実際はあまり、ほとんどおりませんで、ほとんどの受検者の方は既に受検の時点で手帳を取得されている状況でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、採決に入りたいと思いますが、採決については、議案一つずつ採決していきたいと思いをします。

まず、議案第16号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第16号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第17号について、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第17号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第18号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第18号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第19号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第19号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第20号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第20号は原案のとおり可決といたします。

最後に、議案第21号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第21号は原案のとおり可決いたします。

報告事項 No. 1 叙勲について（追加報告）

【小田嶋教育長】

先ほど、報告事項No. 1の叙勲につきまして、高齢者叙勲の石栗先生に対する御質問がありました件について、庶務課長より追加の報告がありますので、お願いします。

同じ年に山形と川崎に在籍しているという件だと思います。

【榎本庶務課長】

まず、事実関係を把握してまいりました。昭和26年が、同じ年に山形県と本市なんですが、山形県のほうに小学校の教諭をされた年月日としては、その年の4月1日採用ということでございまして、11月末までそちらで勤められて、私どものこちらの市立古川小学校の教諭になられたのが12月1日採用というところで、事実関係としてはそういうふうになっております。

【小田嶋教育長】

11月まで山形で12月から川崎ということですね。

よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

それでは、傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださるよう、お願い申し上げます。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、榎本庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3 は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第22号 川崎市社会教育委員の委嘱について

大島生涯学習推進課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第22号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(15時01分 閉会)